

定期監査(学校監査)・行政監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする学校	
教 育 委 員 会	西 小 学 校	相 生 小 学 校
	追 分 小 学 校	萩 丘 小 学 校
	浅 間 小 学 校	和 田 小 学 校
	飯 田 小 学 校	三 方 原 小 学 校
	豊 岡 小 学 校	神 久 呂 小 学 校
	舞 阪 小 学 校	浜 名 小 学 校
	中 瀬 小 学 校	犬 居 小 学 校
	佐 久 間 小 学 校	気 賀 小 学 校
	西 部 中 学 校	天 竜 中 学 校
	南 陽 中 学 校	北 星 中 学 校
	湖 東 中 学 校	佐 鳴 台 中 学 校
	浜 北 北 部 中 学 校	春 野 中 学 校

第3 監査の期間

令和6年8月1日から令和6年11月21日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象として抽出した小学校16校、中学校8校の主要歳出予算及び教職員が関与する学年会計等の私費会計に係る事務の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。